

日英教育学会の歩み・他

日英教育研究フォーラム／日英教育学会研究大会の歩み

会則

選挙規定

『日英教育研究フォーラム』編集委員会規定

『日英教育研究フォーラム』論文投稿規定

『日英教育研究フォーラム』自由研究論文執筆要領

『日英教育研究フォーラム』著作権規定

編集後記

日英教育研究フォーラム／日英教育学会研究大会の歩み

- 結成記念大会 1992年7月28日 早稲田大学国際会議場
テーマ 1980年代の教育改革
- 第2回大会 1993年7月26日・27日 中央大学駿河台記念館
テーマ 教育史研究の現在
- 第3回大会 1994年8月27日・28日 国立教育研究所
テーマ 教育社会学の現在
ゲスト スティーブン・ポール（ロンドン、キングス・カレッジ）
- 第4回大会 1995年8月23日・24日 早稲田大学国際会議場
テーマ 職業資格問題
ゲスト ジョン・ミッチェル（スコットランド視学官）
- 第5回大会 1996年8月31日・9月1日 立命館大学末川記念館
テーマ 教師教育の動向と課題
ゲスト リチャード・オルドリッチ（ロンドン大学教育学大学院）
- 第6回大会 1997年8月26日・27日 早稲田大学教育学部
テーマ 1980年代教育改革の意義
ゲスト ゲリー・マカロック（シェフィールド大学）
- 第7回大会 1998年9月17日・18日 早稲田大学国際会議場
テーマ 教師教育の将来
ゲスト ピーター・ギルロイ（シェフィールド大学）／清水 潔（文部省高等教育局）
- 第8回大会 1999年9月6日・7日 京都大学楽友会館
テーマ 高等教育改革に関する日英比較
ゲスト ロナルド・バーネット（ロンドン大学教育学大学院）

第9回大会 2000年9月30日・10月1日 早稲田大学国際会議場

テーマ 21世紀の学校教育とカリキュラムの構造

ゲスト マイケル・F・ヤング（ロンドン大学教育学大学院）

第10回大会 2001年9月29日・30日 早稲田大学教育学部

テーマ 教育とセクシュアリティ

ゲスト ダイアン・レナード（ロンドン大学教育学大学院）

マイケル・ライス（ロンドン大学教育学大学院）

第11回大会 2002年9月29日・30日 早稲田大学

テーマ イスラームと学校・教育

ゲスト ジェフリー・ウォルフォード（オックスフォード大学グリーンカレッジ）

第12回大会 2003年7月20日・21日 京都女子大学

テーマ 英国の教育界における〈公私〉関係の現状とその示唆するもの

ゲスト ヴィヴィアン・アンソニー（前・全国校長会事務局長）

*この年から日英教育学会と改称

第13回大会 2004年7月26日・27日 東京都立大学

テーマ 「第三の道」？としてのニュー・レイバーの教育政策

ゲスト シャロン・ゲワーツ（ロンドン大学キングス・カレッジ）

第14回大会 2005年7月23日・24日 佛教大学

テーマ 教育におけるキーワードとしてのミドルクラス

ゲスト スティーブン・ボール（ロンドン大学教育学大学院）

第15回大会 2006年7月29日・30日 東京都立大学

テーマ 比較教育の昨日・今日・明日

ゲスト マイケル・クロスリー（ブリストル大学）

第16回大会 2007年7月14日・15日 京都女子大学

テーマ イギリスの inspection から学べること・学べないこと

第17回大会 2008年7月12日・13日 東京都立大学

テーマ 公立中等学校改革の日英比較

ゲスト デヴィッド・クルック（ロンドン大学教育学大学院）

- 第18回大会 2009年7月18日・19日 名古屋芸術大学
テーマ 教育における分権はどうあるべきか
ゲスト ダグラス・オスラー（前・スコットランド主席視学官）
- 第19回大会 2010年7月31日・8月1日 京都女子大学
テーマ 総選挙後の英国の教育改革
ゲスト ジョン・モーガン（英国中等学校長会 ASCL 会長）
- 第20回大会 2011年9月3日・4日 京都女子大学
テーマ 英国の教育研究をどう進めるか
- 第21回大会 2012年9月1日・2日 早稲田大学
テーマ 日英の教員養成の比較研究
- 第22回大会 2013年8月31日・9月1日 兵庫大学
テーマ 就学前の子どもに対する政策について
- 特別研究会 2013年10月13日 キャンパスプラザ京都
テーマ 就学前の子どもに対する政策について
ゲスト アリソン・テイサム（レスター大学）
- 第23回大会 2014年9月1日・2日 常葉大学
テーマ 日英のカリキュラム改革と学力観
- 第24回大会 2015年9月5日・6日 専修大学
テーマ 教育破綻からの再生：失敗自治体の学校教師再生プロジェクト
——権限剥奪・民営化された教育委員会：ロンドン・ハックニー区のラーニング・ト
ラストによる教育改革——
ゲスト アラン・ウッド（ロンドン・ハックニー区子ども若者政策共同長官、全国子ども政策
担当局長連合会会長）
- 第25回大会 2016年8月27日・28日 京都女子大学
テーマ シティズンシップ教育の枠組みと実践
ゲスト ケヴィン・I・マシューズ（トマス・ハーディ校〈ドーセット州ドーチェスター〉）
- 特別研究会 2016年8月28日 京都女子大学
テーマ イギリスのEU 離脱

◇ 会 則 ◇

1992年7月28日制定・施行

改正 1995年8月

改正 1996年8月

改正 2002年9月

改正 2003年7月

改正 2007年7月

改正 2008年7月

改正 2009年7月

改正 2012年9月

改正 2015年9月

第1条（名称） 本会は日英教育学会（The Japan-UK Education Forum）と称する。

第2条（目的） イギリス教育の研究を多角的に発展させ、日本の教育の進展と日英両国の教育研究者の交流および両国の親善に貢献することを目的とする。

第3条（事業） 本学会の目的を達成するためにつぎの事業を行なう。

- （1） イギリスの教育に関する情報の交換
- （2） イギリス教育に関する研究機会の提供
- （3） 「ニュースレター」の発行
- （4） 『日英教育研究フォーラム』の発行
- （5） その他、目的に合致する諸活動

第4条（会員） イギリス教育の研究に携わる者および関心を持つ者で、本学会の目的に賛同する者をもって会員とする。

会員には一般会員と紀要会員の別を設ける。

会員のうち3ヶ年の会費納入を怠った者は、本会から除籍される。当該年度の会費未納者にたいしては、紀要が送付されない。

★申し合わせ事項（2008年総会）

○紀要会員は本人からの申し出により、運営委員会の議を経て紀要会員となることができる。

参考：退職者

○紀要会員は選挙権、被選挙権はもたないものとする。

★申し合わせ事項（2015年総会）

○運営委員会は満70歳以上の会員で、本学会代表を歴任した者あるいは本学会の発展に大きく寄与した者を名誉会員として推薦し、総会の承認を得るものとする。

○名誉会員は会費を負担しない。

○名誉会員は役員の被選挙権をもたない。

第5条（役員） 本学会につきの役員を置く。

- (1) 代表1名。代表は本学会を代表する。
 - (2) 必要に応じて副代表1名をおくことが出来る。
 - (3) 運営委員若干名。運営委員は代表を補佐し学会運営に当たる。
 - (4) 監査2名。監査は本学会の会計を監査する。
- 役員の任期は3年とする。再任を妨げない。

第6条（組織） 本学会に次の組織を設ける。

- (1) 総会。総会は本学会の最高議決機関である。年1回開催する。
- (2) 運営委員会。運営委員会は代表が召集し、本学会の運営に当たる。

第7条（会費） 会費は年額6,000円とする。紀要会員の会費は年額2,000円とする。

第8条（会計年度） 会計年度は4月1日から3月31日とする。

第9条（会則変更） 会則変更は総会出席者（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を要する。

第10条（事務局）

- (1) 事務局長を1名おく。
- (2) 事務局長は運営委員の互選によって選出される。

★申し合わせ事項

事務局は当分の間、京都女子大学におく。

住所 京都市東山区今熊野北日吉町35 京都女子大学発達教育学部 谷川至孝研究室

事務局長は谷川至孝とする。

附則 本会則は1992年7月28日から施行する。

附則 本会則は1996年4月1日に遡って施行する。

附則 本会則は2002年4月1日に遡って施行する。

附則 本会則は2003年4月1日から施行する。

附則 本会則は 2007 年 8 月 1 日から施行する。

附則 本会則は 2008 年 7 月 13 日から施行する。

附則 本会則は 2009 年 7 月 20 日から施行する。

附則 本会則は 2013 年 4 月 1 日から施行する。

改正の要点

1995年改正内容 「役員再任不可」を「再任を妨げない」に改正

1996年改正内容 年会費を 3000 円から 4000 円に改正

2002年改正内容 年会費を 4000 円から 5000 円に改正

日英教育研究フォーラムを日英教育学会に名称を変更（2003 年度から）

2007年改正内容 役員任期を 2 年から 3 年に改正

2008年改正内容 紀要会員制度の設置、「分会」の削除、「紀要会員」制度の創設、その他実情に合わせた改正

2009年改正内容 年会費を 5000 円から 6000 円に改正

2012年改正内容 「会員」の条項に除籍規定及び会費未納に関わる規定を創設

2015 年改正内容 「会員」の条項に名誉会員に関わる規定を創設

◇ 選挙規定 ◇

- 第1条 学会規約第5条に定める運営委員選出のため、本規定を定める。本学会の運営委員の選出は、以下の各条の定めに従って行われなければならない。
- 第2条 運営委員選出に関する選挙の管理事務は、選挙管理委員会がこれを行う。
- 第3条 選挙管理委員会の委員は2名とする。
- 第4条 選挙管理委員は、運営委員会の推薦により、代表が委嘱する。委嘱は改選の年の2月末日までに行われなければならない。
- 第5条 選挙及び被選挙権有資格者は、改選の年の4月末の時点で、年会費の未納が4年未満のものとする。但し紀要会員は含まない。
- 第6条 運営委員の選出は、8名連記とし、郵送の無記名投票で行う。
- 第7条 当選の決定は、得票順とする。
- 第8条 同点者が生じた場合は、選挙管理委員会の抽選による。
- 第9条 選挙管理委員は、当選者および次点者を明記した選挙結果を運営委員会および改選の年の総会で報告しなければならない。ただし、得票数は公表せず、その記録を事務局に保管するものとする。

2004年7月26日

附則 本規則は2007年7月14日から施行する。

役員任期2年を3年に改正したため、選挙管理委員の任期も改正した。

◇『日英教育研究フォーラム』編集委員会規定◇

1. 本誌は日英教育学会の紀要として、原則として1年に1回発行する。
2. 本誌には、本学会会員の研究論文等のほか、学会の活動や会員の研究動向などに関する記事を掲載する。
3. 本誌の編集のために編集委員をおく。編集代表は、運営委員の中から運営委員会の同意を経て代表が委嘱する。編集代表は編集委員3名を委嘱する。編集代表および編集委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。また、編集代表は編集業務を遂行するために編集幹事を置くことができる。
4. 編集委員会は、各年度の編集方針その他編集に必要な事項を定める。
5. 本誌に論文等の掲載を希望する会員は、所定の論文投稿規定および編集委員会の定める各年度の編集方針にしたがい、原稿を編集代表に送付しなければならない。
6. 投稿された論文等の掲載は、編集委員会の合議によって決定する。
7. 掲載される論文等について、編集委員会は若干の変更を加えることができる。ただし、内容に関して重要な変更を加える場合は、執筆者との協議を経るものとする。
8. 論文等の印刷に関して特別の費用を必要とする場合は、執筆者の負担とすることがある。
9. 本規定の改正は運営委員会が行い、総会の承認を得ることとする。

2011年9月3日

◇『日英教育研究フォーラム』論文投稿規定◇

1. (目的) 本規定は自由研究論文および研究ノートへの投稿について規定する。なおここでいう紀要編集委員会とは編集委員会規定によって規定された編集委員会のことである。
2. (募集) 投稿原稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表およびその配布資料はこの限りではない。
3. (投稿資格) 日英教育学会会員であること。学会員でない場合は事前に入会手続きを踏むこと。
4. (掲載の可否) 投稿原稿の掲載の可否は紀要編集委員会が決定し、投稿者に通知する。なお、紀要編集委員会は投稿原稿に修正を求める場合がある。また、紀要編集委員会は「自由研究論文」への投稿原稿について、「研究ノート」への種別変更を投稿者に促す場合がある。
5. (投稿様式) 投稿原稿の字数制限はタイトル、脚注、図・表、引用・参考文献を含め、20,000文字とする。なお Word 等で作成する場合は、A4用紙(45文字×37行)で12ページとする。最初の行にタイトルをつけ、氏名や所属は別紙「投稿申請書」に記載する。「投稿申請書」には、タイトル(日本語および英語)、キーワード(日本語で5つ程度)、連絡先、英文アブストラクト(500ワード以内)等をすべて記入すること。
6. (執筆要領) 別に定める「『日英教育研究フォーラム』執筆要領」に沿って執筆すること。
7. (提出期限) 投稿原稿の提出期限は3月末とする。
8. (提出方法) 原則としてEメールの添付ファイルにて、投稿原稿および投稿申請書を提出すること。

宛先：日英教育学会紀要編集委員会

提出後、3日以内に受領確認メールが届かない場合は、事務局に連絡すること。

改正 2008年7月13日

改正 2011年9月3日

改正 2016年11月6日

◇『日英教育研究フォーラム』自由研究論文執筆要領◇

2016年11月6日

1. 原稿様式

- (1) ワードプロソフトは原則として「Microsoft Word」を用いる。「一太郎」を用いる場合は、事前に編集委員会に相談する。
- (2) A4判、縦置き、横書き、45字×37行とする。余白は上下30mm、左右20mm、字送り10.5pt、行送り18ptとする。(学会サイトにテンプレートあり)
- (3) フォントは、和文は「MS明朝」、英文「Century」とし、大きさは10.5ptとする。
- (4) 最初の行にタイトルを記す。執筆者の氏名は別紙「投稿申請書」に記載するため、不要とする。
- (5) 本文の句読点は、原則として「、」「。」を用いる。
- (6) 数字・欧文等は半角を基本とする。

2. 見出し

- (1) 見出しは次の例に従う。
〈例〉1. → (1) → ①
- (2) 見出しの上は1行あける。
- (3) 見出しフォントへの装飾は不要とする。

3. 図表

- (1) 図表番号およびタイトルを付す。タイトル位置は、図の下、表の上とする。

〈例〉

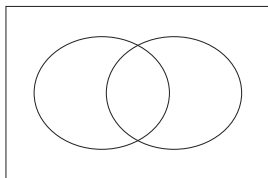


図1 ○○○…
(出典：◇◇◇…)

表1 ○○○…

(出典：◇◇◇…)

- (2) 原則として、図表は執筆者が作成し、本文に組み込む。その際、特に文字数を換算する必要はない。ただしトータルで規定ページ数(12ページ)を超えないように注意する。
- (3) 出典は必ず明記し、最初の行の冒頭に「(出典：)」と記す。
- (4) 出典のフォントの大きさは9ptとし、右揃えにする。

4. 注

- (1) 注は、Wordの脚注機能を使って、本文中に「……」¹のように、上付き文字の通し番号を振り、該当ページごと「脚注」にて表記する。
- (2) 注のフォントの大きさは9ptとする。

5. 引用・参考文献一覧および文献指示表記

- (1) 文献一覧は、見出しを【引用・参考文献】とし、本文末に一括し、邦文文献を五十音順、欧文文献をABC順に列記する。
- (2) 引用等の文献指示表記は、下例のような方式で文中に記す。
〈例〉……「…引用…」(山田 2008, p.26)がある。
……が指摘されている(黒崎／太田 2000, pp.51-54)。
……の研究などがある(Walford 2014; Davidson 2013a)。

6. 引用・参考文献表記

引用・参考文献の表記の方法は、下記にならう。

〈邦文文献〉

- 書籍
著者名(出版年)『書名』出版社名。
- 翻訳書
著者名(出版年)『書名』(訳者氏名)出版社名。
- 書籍所収の論文
著者名(出版年)「論文タイトル」編者名『書名』出版社名、pp.○-○。
- 雑誌論文
著者名(出版年)「論文タイトル」『雑誌名』巻号、pp.○-○。
- 複数名の併記
／(全角スラッシュ)を使用する。

〈欧文文献〉著者名は family name, first name の順とし、間にカンマを入れる。カンマ等の記号の後は半角空ける。

- 書籍
著者名(出版年) 書名 [イタリック], 出版社名.
- 書籍所収の論文
著者名(出版年) “論文タイトル”, 編者名, 書名 [イタリック], 出版社名, pp.○-○.
- 雑誌論文
著者名(出版年) “論文タイトル”, 雑誌名 [イタリック], 巻号, pp.○-○.
- 複数名の併記
／(半角スラッシュ)を使用する。

◇『日英教育研究フォーラム』著作権規定◇

第1条（目的）

本規定は、日英教育学会の学会誌である『日英教育研究フォーラム』（英文名 The Japan-UK Education Forum、以下本誌という）に掲載される研究論文等の著作権について定めるものである。

第2条（著作権の帰属）

- （1）論文等の著作権は、論文等の原稿が学会に受理された時点から、原則として本学会に帰属する。
- （2）特別な事情により、前項の原則が適用できない場合は、著者と本学会の間で協議して措置する。

第3条（著作者による著作物の使用）

- （1）本誌掲載の研究論文等を執筆者が教育・研究目的で利用する場合および将来著作集等を出版する場合には、著作権者（日英教育学会）に断りなく利用できるものとする。
- （2）第三者から、本誌掲載の研究論文等の複製・配布・公開等に係る著作権の利用許諾要請があった場合は、運営委員会は、審議し、適当と認めたものについてその利用を許諾することができる。

第4条（規定の改正）

本規定の改正は運営委員会が行い、総会の承認を得ることとする。

2013年8月31日

附則 この規定は2014年4月1日より施行する。

◆ 編集後記 ◆

▶ 紀要第21号をお届けします。本号の執筆、編集にご協力をいただいた多くの会員の皆様には感謝申し上げます。

▶ 本号では、第25回大会報告として、ゲストとしてお招きしたイギリス・ドーセット州ドーチェスターのトマス・ハーディ校でシティズンシップ教育を実践されているケヴィン・I・マシューズ先生の講演録、シンポジストとしてお招きした蓮見二郎先生（九州大学）、片山勝茂会員（東京大学）の記録を収録いたしました。自由研究論文として、清田夏代会員（実践女子大学）「英国における自律的学校ガバナンスと地方教育行政をめぐる改革の動向——地方当局の役割と意義に関する一考察」、石黒万里子会員（東京成徳大学）「英国における乳幼児期の教育とケア（ECEC）の転型論——OECD報告書『人生の始まりこそ力強く（*Starting Strong*）』を手がかりに」、永田喜裕会員（名古屋大学大学院）「イギリスの教育裁判における過失責任——地方当局の代位責任に関する判例に着目して」を掲載することができました。加えて研究ノートとして、飯田明葉会員（東北大学大学院）「英国における障害児教育人材の育成構造——有資格教員の養成に着目して」を掲載しております。紙幅の都合で「イギリス教育の動向」の分量を大幅削減、その他、書評もカットしてしまったこととお詫びいたします。

▶ 今号は前号発行後に生じた問題の反省を活かし、ページ数に制限を設けての編集作業を行わなければなりませんでしたが、また学会の出版事業（『英国の教育』東信堂、2017年5月刊）の細かな作業に人的資源を割かねばならないといった中での作業でした。しかし、自由研究論文につきましては、例年をはるかに超える、6本もの力作が投稿されました。ご投稿いただいた会員の皆様方には編集委員会より深く御礼申し上げます。また惜しくも掲載に至らなかった投稿者も、これに懲りずぜひ次号への投稿をお願いいたします。

▶ 次号以降の投稿にあたっては、学会ウェブサイトにも公開されております「学会紀要『日英教育研究フォーラム』投稿規定」、「テンプレート」および「『日英教育研究フォーラム』執筆要領」をそれぞれご確認くださいようをお願いいたします。

▶ 最後になりましたが、世織書房の伊藤晶宣さん、門松貴子さんには毎度のことながら、ぎりぎりの期日で無理難題をお願いするなど、大変お世話になりました。この場を借りて、お礼申し上げます。

紀要編集代表 沖 清豪（早稲田大学）

紀要編集委員 宮島健次（西武文理大学）

日英教育研究フォーラム No.21

2017年8月28日発行

編者 日英教育学会 ©

代表 上田学

〒605-8501 京都市東山区今熊野北日吉町35 京都女子大学発達教育学部
谷川至孝研究室気付

製作 世織書房